

議案第12号

調布市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月1日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

基金の名称及び設置目的を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

調布市社会福祉事業基金条例（昭和37年調布市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

調布市井上欣一社会福祉事業基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 社会福祉の充実のために寄附された金額及び市政に多大な貢献のあった井上欣一氏からの遺贈に係る金額を積み立てるとともに、その遺志を反映し、高齢者、子ども、障害者その他の福祉を必要とするものに対する総合的な社会福祉に関する事業に必要な資金に充てるため、調布市井上欣一社会福祉事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条を削る。

第3条中「基金は、寄附によるもののほか」を「基金として積み立てる額は」に改め、「額を積み立てることができる」を削り、同条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「第2条の目的を達成するため」を「第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。